

第二章 被害者の反撃

1950年7月28日、毎日新聞では、東京と大阪で、計49人の「被害者」が、それぞれの所属局長に呼び出され、次々、不当解雇の通告を受けた。

大阪販売部の土井正興は、取締役・大阪本社営業局長・鴨井辰夫から問答無用の通告を受けると、辞令の受け取りを拒否。「即刻職場から退去せられたい」との指示も無視、その足で労働組合の書記局へと向かった。

だが、書記局は、場違いのように、がらんとしている。怒りと逸る気持ちにいきなり水をさされた思いがしたが、かねて顔見知りの書記に聞くと、おりから東京で中央執行委員会があり、支部長、書記長らの中執を兼ねる主力が出払っていると分かった。

「じゃあ丁度いい。支部長に電話してください。こういうわけだ、と、組合員の権利を侵害し思想信条の自由を保障する憲法に違反している。即刻、労働組合としての明確な態度をとってほしい。そう、電話してください」

書記は、土井の話をまともに聞いてくれた。既に、起きた事態もおおよそ知っていた。電話が入り、目で土井に合図する。

「(販売)部長さんです。直ぐ帰せと言ってます」

席に戻ると、すぐ寄ってきた。

「そういうわけだ。わたしもいま聞いた。すぐ(社外に)出せ言ってるんで、分かってください」

まるで火事場のように急ぎ立てられ、気が付いたときには外に放り出されていた。

大阪で18人、東京で31人、計49人、これはあとでわかったことだ。各々それぞれ、似たような追い出されようで、それは朝日や読売など、他の新聞社でも同様だったと知れる。

●共同では実力行使も

中で、共同通信では、新聞各社とは違っていた。第一部でも触れたように、解雇された33人のうちの30人が資料室に籠って結束、解雇撤回を要求した。社外へ追い出そうとする社内警備と拮抗しながら夜半には書記局に移動して夜を明かした。

だが、夜が明けると「警官導入」の恫喝が加わった。実際、近くの交番に集結しているとの目撃も伝わってきた。いったん退こう。昼過ぎにはそろって屋外へと出た。

通用口の外で何人かが手を振り手を握った。これを警官隊が列をなして遮り、追い立ててきた。このときの無念を、後年、一人が記録に残している。

7月29日の東京は小雨が降っていた。その雨のなかを、私は20人の仲間といっしょに共同通信社の建物からおい出された。経営者は私たちの退去を強制するために警察官をよんだ。数十人の警察官は私たちを包んで、退去をこばむなら実力を使使すると威嚇した。私たちの出てゆく道は警察官の列でかこまれていた。

そのあいだからデスクをならべていた友らが手をにぎって、

別れをおしにくれた。建物を出て雨の町を歩いているうちに、はりつめた気がゆるんできた。ぬれながら歩いていく自分が家をおわれた犬のように感じられた。

（小椋広勝「権力と新聞の自由」）

共同の反撃は、一歩退いてなおも続く。翌29日からは強行出社行動をとり、阻止する社内警備（守衛）とのみ合いを重ねた。時に、隙をついて社屋内入り込みに成功もしている。

共同通信では2日、被カク首者全員が、守衛のピケを強硬突破して編集室に入り、各職場に散らばって班会を開いた、同時に幹部にたいして団体交渉を開くよう強く要求したが、社側は組合側の連日の攻勢につかれ気味で、組合にたいして“どういう形でクビ切りについての説明を聞くか”など弱気をはいている

（『情報』第1号「言論弾圧反対同盟・機関紙」）

恐怖した理事（経営）がもみ合いの現場写真を撮らせ始めた。強行出社を社屋の内から助ける者がいるとみて、その面割りに乗り出した。同時に、第2次、第3次の解雇があるとの風聞が社内に広がり出した。追っかけて、残留執行部の中の副委員長、書記長、組織部長が狙われていると言われ出した。

情勢有利とは言えないものの、意気鎮まることはなく、経営側のロックアウト体制が強まる中での反撃が試みられた。

言論弾圧反対同盟

共同以外では、連絡のつくものは連絡をとりあつて、東京の場合、有楽町の電産（日本電気産業労働組合）の組合事務所に寄るようになった。変電所だった焼けビルの中にあつて居候できる余地があつた。共同では、近くの新橋・田村町にある同じ電産の事務所に間借りして、連絡を取り合つた。

朝日、共同には2次通告があつて、東京の場合、8月末の時点で、朝日38（大阪46西部12名古屋8の全朝日では104）、毎日31（大阪18とで計49）、読売34、日経20、共同34、時事16、東京8、時事新報2と、おおむね把握できた。

解雇を受入れて退職金を受け取ったひとや独自の動きをするひとといて、全部が全部とはならないが、ほとんどのひとが寄つてきた。一致して闘おう。最初はほぼ自然発生的に、各社ごとそれぞれに「不正讎首反対同盟」（毎日・東京）といったような組織をつくつた。だが、どうせなら、という声があがる。

解雇者の所属では全新聞（全日本新聞労働組合）の組合員が多い。全新聞では7人で構成の中央執行委員会のうち、松谷仙次郎委員長、滝原徳治書記長ら5人が解雇されている。そこから全新聞が軸になって横断組織づくりに入り、8月1日には準備会を開き、8月9日には「言論弾圧反対同盟」の結成となつた。

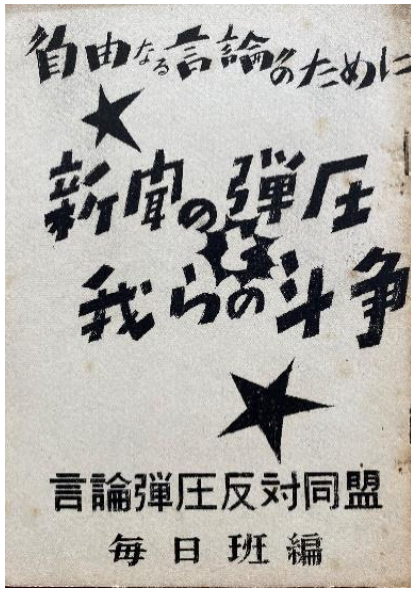
結成にあたっては、不当労働行為であると同時に、言論弾圧であるとの認識が共有された。既に、熾烈な戦闘となつている朝鮮戦争の報道ではGHQの強い統制下であり、日本の新聞が独自に

取材し記事にすることは事実上禁じられている。戦争批判はさせない。批判の根を、根こそぎ潰すことによって占領終了後の日本もアメリカのいうままになる国にしておく。新聞労働者の勘、新聞記者の勘がそう捉えていた。

明らかに朝鮮動乱から極東の事態が重大化しつつある際、わが国内外の支配者たちが、急速に日本を軍事的に再編成することを決意し、その手はじめとして、われわれから一切の真実をおおいかくすために、まず言論報道の自由を封殺しようとしている。

(言反同・毎日班冊子)

結成にあたっては、全新聞の加盟する全労連（全国労働組合連絡協議会）に呼びかけ、全労連をはじめ傘下の印刷出版労組、全金属労組、日映演労組など、それに文化系の5団体が組織加盟す



B5 判2つ折りホチキス留正味 18 ㌉
ガリ版、1行 30 字 13 行。廃紙を漉き直した仙花紙で変色風化しているが、しっかり歴史をきざんでいる。

ることになった。同時に「知識人の会」（幹事長・中野好夫）などにも呼びかけ、輪の広がりにも努めている。

前後して、大阪でも「報反同」（全大阪報道関係不当首切反対同盟）が発足している。

土井正興の記録によれば、報反同の方針は、

- ・（各所属の）組合員に解雇の不当を訴え、社内の闘争と結合して解雇撤回をたたかう。
- ・一般国民にレッド・パージの真相を知らせ、平和と民主主義を守るためにたたかう。
- ・法的にも解雇の不当性を立証するため、裁判所に提訴してたたかう

——となっている。

東京と違って、組織名に「報道」を入れて特化しているが、これは当初の目的に、解雇を撤回させて復職を勝ち取るという強い思いがあったからだといいい、実際にも、報道関係以外からの団体加盟はない。ただ方針の二つ目では「一般国民」への広がりを訴えているので、意識は東西共通している。

土井は当時、独身で、一家離散は戦後も続いていたので、報反同の屋根裏に住みついて、ほとんど報反同事徒の形で活動していた。「事務所」と記録されているだけで固有名詞がないが、おそらくは有楽町の電産のようなところだったのだろう。ピラづくりから、配布、そして単組まわり、さらには、新聞・報道界以外へと広がった不当解雇と言論弾圧に反対する行動や原水爆禁止の街頭署名運動にも連帯した。

【用語】

- ・言反同＝言論弾圧反対同盟
- ・電産＝日本電気産業労働組合
- ・全新聞＝全日本新聞労働組合
- ・全労連＝全国労働組合連絡協議会
- ・報反同＝全大阪報道関係不当首切反対同盟

●有楽町でピラまき

東京では、国電・有楽町駅を挟んで北口に毎日、南口に朝日があつた。新聞社の出勤時間は午前10時。一般企業と比べ1～2時間遅いので、この時間帯に改札が出るのはほとんど新聞社とみてよいからピラも配りやすい。朝日の場合は、駅に隣接した日劇側の社員通用門口でも出勤してくる仲間に手渡した。

なにはあれ、不当に解雇され、居場所を失った者たちがいることを、元の職場の仲間にも知ってもらうのが先決だ。実情を知ってもらい、解雇撤回に連帯してもらう。ほとんどが組合活動の現場にいたから、作業の手順は何んであれ心得ている。

問題は作業場で、東京では有楽町の電産での居候を続けるほかなく、連帯の協力を得た。実際の作業では、必然、各社ごとに班を編成することになり、各社向けそれぞれのピラをつくることになった。ざっと拾って、以下のようなになる。

「國民と共に」（言反同朝日班）「新毎日」（同毎日班）「闘争ニュース」（読売不当首切反対同盟）「特報・三十五人」（のち「新共

同」に改題＝同共同班）。「デンパ」（放送単一）。

ほかに、それぞれの共産党細胞が独自に「キャリア」（毎日）「リテンキ」（読売）「フラッシュ」（共同）「同報」（時事通信）「戦いの旗」（日経）などをつくり、配布している。

大阪では、「嵐をついて」（大阪朝日不当首切反対同盟）「あさやけ」（GHQによる発行停止処分後「活動方針」朝日・党細胞）「赤えんぴつ」（毎日・党細胞）など。

東京、大阪以外でも「わだつみにこたえる」（言反同中部朝日）「平和と自由のために」（中部朝日）「活動方針」（中日細胞）「嵐をついて」（言反同西部朝日）「新信陽」（言反同信陽班）「すくらむ」（山形新聞被解雇通告者一同）など。

いずれもガリ版わら半紙刷りのタブロイド判程度の機関紙仕様で、継続が力と念じて頑張った。全体の機関紙としては、東京では「情報」、大阪では「闘争ニュース」を創刊している。

喜びは、ピラを受け取ってもらったときの感触だ。これは、後年、想い出を語れるようになったとき、誰もがいちように明かしている。

「これまで親しかった友人は皆そっぽを向いて逃げるのではと思っていたのだが、逆に近寄って来て『酷い目にあつたな、元氣か』と慰めてくれる友人が多数居てくれた。非常の時にこそ人間、友人というものがよく分かるとつくづく感じた」（寫信正）「ピラをまく私たちにたいしても、顔をそむけてとおりすぎるものが多く、それだけに、こうしたなかでピラをうけとり、げききれいの声をかけてくれる人たちの人間性と勇氣に、私たちは



「言論弾圧反対同盟」各班の
闘争ニュース

右上から左へ「毎日班」「日
経班」「共同班」、下右から
「読売班」「朝日班」

はげまされた」（土井正興）

もとより和氣藹藹が主流とはならない。手を出さない者、すり抜ける者の方が多いのは否めない。その上、会社側の邪魔だてが日を追って強くなる。朝日では、守衛がメモをとっている。どうやらビラを受取った者を特定しているようだ。共同での写真と同じ狙いと感じ取り、それ以後は、駅改札に限った。

そうなるといよいよ不特定多数が相手となる。世間一般へも知らせられる半面、朝日、毎日と確かめるのが困難となり、一段と社内との交流が難しくなった。解雇による追放は文字通りであつて、ロックアウト体制は各社とも日を追って強化されていった。ビラまきが終わると、行商隊を編成し、コースを割り振って、その日の行動に移る。後年、大高修一の記録によると、

「当日、失業保険金をもらう日に当たっている人を除いて4、5隊が編成される。アメや石けん、タオルなどを持って、さまざまな組合を回った。理解のよい組合では、昼休みに組合員を集めて私たちの話を聞いてくれるということもあり、そんなときには頑張らねばという勇気が湧いてきて、足どりも軽くなった」

——という具合だった。

いえば、これが反対闘争にして仕事だった。解雇されたあと、家族には言えなかったというひとが少なくなかった。朝、「行つてきまゝ」と家を出て、いつもと違う仕事をして、「ただいま」と帰る。行商に手間取って、翌日用のビラづくりを手間取って、遅くなったときは「急な残業でまどってね」となる。（大高修一）

朝日・畑中政春の場合は凄まじい。生計を神奈川県藤沢の自宅

近くのマーケットの中に借りた1坪の生鮮食品店で立てることにし、朝暗いうちに起きて、藤沢駅から湘南電車で築地に出、生きのいい魚など仕入れて店を開け、あとは奥さんに頼んで、また藤沢から電車に乗って有楽町の電産に向かい、言反同活動を分担する。一度、病気で倒れながら、これを2年間続けている。解雇通告の原物を保存していた畑中政春だ。

●全新聞が闘争声明

この間、労働組合は、どう対応したのか。解雇弾圧のまっ正面にいたのが全新聞で、委員長、書記長をはじめ、傘下、解雇された総人員は相当な数にのぼると思われるが、数字は遺されていない。通告の翌29日には、(次の) 声明を発表した。

ジャーナリストとして節操を堅持した人や、積極的な組合活動家は「共産主義者に同調せる者」というような理由をつけられて弾圧の犠牲になった。

東條時代でさえも考え及ばなかったこの凶暴さは、国際ならびに国内情勢の逼迫を反映するものにほかならないが、今回の言論弾圧はまさに戦争への途を指さすものである。

解雇の通達に乗じて、各職場では社側の組合に対する攻勢や民同派の抬頭が現われ始めた。もしわれわれがここで組合の骨抜きと組合員の無力化を許し、言論報道の自由にたいする弾圧に屈して、国民が真実を知ることが妨げられるならば全世界の平和を愛する人民は、われわれに戦争協力者の極印を押すであろう。

今われわれが抵抗の努力をいささかでも惜しむならば、反動の魔の手は、われわれから最後の生活権さえも奪い去ってしまうであろう。

全組合員諸君！ 全人民諸君！ 日本の言論報道に襲いかかった、この弾圧を断固としてハネ返そう！ 戦争をたくらむ者の陰謀をバクロしよう！ 広汎な抵抗の戦線で闘い抜こう！ あらゆる要求を経営者にうちつけわれわれの生活権を守ろう！

今こそ全精力を挙げて闘うときである。日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉碎する力は、われわれの断固たる闘争以外にないことを銘記しよう！ (1) 国民をメクラにする言論弾圧反対 (2) 国民をオシにする放送の統制反対 (3) 東条時代の言論統制復活反対 (4) 東条時代の警察政治・軍政復活反対

今回解雇で、間髪なく闘争を宣言した団体は全新聞が唯一だったといっている。追って社会党が『社会新報』で「赤追放に名をかる首切り拡大」という便乗批判を掲げ、総同盟の機関紙『労働』が「組合破壊の危険」と論じたのが目に入る程度だ。

ただ、全新聞はレッド・ページを機に組織力を大きく落としており、とくに東京域での落ち込み激しく、闘争声明どおりに全新聞労働者を結集しうる力量は持っていない。逆に、声明を機に脱退する支部(単組)が相次ぎ、8月15日時点で15支部、9月末時点で計23支部が脱退している。

脱退の理由は、支部内の大勢が解雇容認に転じたことによっている。これが隠せない実態であり、当の名指しされた日本共産党の本

体がほとんど無言を通したと併せ、レッド・パージの実相を露わにするものであり、第3部で改めて検証することになる。

結果として、解雇被害者は既存の組織力を頼ることなく、自ら運動を起こし、重ねて続けていくことになる。続けるといつてもものも食わずに権利闘争というわけにはいかない。月給がなくなり、解雇を拒否しているのだから退職金も拒否している。建前と実情の落差を痛感しつつ、まず食わねばならない。とりあえずは建前と少々矛盾するが、失業保険受給の手続きをし、職安（職業安定所）へ行って再就職のあっせんを頼むより仕方ない。

そんな一人、毎日の小林勇は最寄りの職安へ通った。その2回目だったろうか。受給の手続きを済ませると、係官が

「まだ就職の方は決まりませんか」

と言ってあっせん台帳をめくり出した。気持ちとしては解雇を撤回させての原職復帰だから内心複雑だが、係官の手元を見つめるでもなく見つめる。すると、ちょうど係官はガラス窓を背にして私と向き合っていたので、台帳の中身がガラスに映ってこちらにも見えた。私の名には、色鉛筆で赤丸がついていた。

係官は「ああ、そうですか」とでもいうように自分にうなづいた。

あとは一般的な状況をあれこれ説明するだけで、具体的にどこそこを紹介するという話にはならなかった。

これは、小林に限った話ではない。小林のように、実際に赤丸を見たか見ないかはともかく、赤丸を付けられた実感は痛いほど感じていた。裏返せば、職安の係官にも責任と信用がある。求人側に赤い解雇者を紹介したと後でばれたらえらいことになる。さならぬ何

とかに何とかはなし、だ。必然、当面の食い扶持も組織力を頼ることなく、自ら確保するよりない。畑中政春のように1坪店を開いて毎朝2往復するとか、同僚の北野照日は自宅近くの路上で端布れ売りをするとか、それが一般と言えた。

小林の妻・登美枝も、後輩記者の30年後の取材に「あの時点ではまだもう赤穂浪士どころの騒ぎではないんですね、世を忍び、名を偽って生きる以外になかった。30も半ば過ぎての首切り、力仕事は出来ないし、新聞社で働いていたということは全然キャリアにならなかった」と回想している。

言反同も、組織というよりは緩い連なりで、それも各社枠ごとに動く感覚での雑居。小林勇によれば「あっちの隅が『朝日』でこっちが『読売』、そこが『毎日』という具合に区切られ、記者クラブが出来たようだった」という風景だった。言い得て妙、同じところに居ながら、気持ちは厚い壁が境っていて別なことを考えているという新聞記者習性。もちろん言反同は抜いた抜かれたの関係ではなく、弾圧権力に歯向かうという連帯感にあるが、習性というのは中々のものようだ。

さらには共産党の細胞は細胞で独自のピラをつくるという塩梅で、とかく違った動きを見せ、それはそれで互いにほじくることはしない。いわば雑居の連帯という形になっていた。

一方、組織の通例として広げた団体加盟の全労連傘下の動きも日が経つにつれて静まる。もともと新聞も新聞労働者も独善が強く、他産業、他産業労働者との交流に熱心とはいえなかった。そんな習性もまた危急において跳ね返ってくるものようだ。全労連傘下の

動きも活発とはいえず、組織決定ほどには実際の交流が伸びずに終始している。

中で目立ったのが「知識人の会」で、8月15日、17人の幹事が集まって、対応を話し合った。知識人として、言論への弾圧には看過しえないとの原則では一致する。おりから言反同が起こした東京地裁への「地位保全仮処分」を支援し、同地裁に対し、「公正な裁判」を求める書簡を送ることを決め、これは直ちに行動を起こして17日、実際に届けている。

この折、言反同・毎日班が集め、冊子に収録した知識人による連帯の「一言」を孫引きすると以下のようになる。

中島健蔵「いやしくも法治国家である以上、それが破られたら一般人民の生活はメチャメチャになってしまう。今度の事件はどうしても憲法をじゅうりんするものと思う。公正な裁判が行われることを望む」(知識人の会・書記局責任者)

今中次麿「法律を無視し赤の名目で一方的に追放を行うことは民主主義を自ら破壊する行為である。次に迫る脅威から学問の自由を守るためにも、今回誠首の通告を受けた言論界の進歩的な人々が積極的に闘って、民主主義を防衛されることを期待してやまない」

戒能通孝「今度の事件は信条による差別扱いをしたもので、当然労働基準法第3条に触れてくると思う。かりにマ書簡にもとづくとしても、書簡は責任ある政府が所要の法的措置を講じていないのに、経営者が勝手な解釈を行うということは、おそらく裁判所としても認めがたいであろう。またアカハタの場合にしても、追放されたの

は幹部だけで、一般記者は追放されていない。従って一般新聞社の場合、責任ある地位にいて、しかも暴力的行動や影響を紙面作成に及ぼした事実がない限り、同じケースとは思われない」(知識人の会・副幹事長)

「知識人の会」は、この後も対応を進め、会としての声明を出すに至る。「思想と言論の自由に関して」と題して、最終的には幹事会声明として発表する。それぞれが一言ある集合体だけに、さまざまな意見を一本にするのは容易ではなかったようで、先へいつてまた触れることとする。

裁判所へ、仮処分申請

朝、昼、夜、日々の暮らしを立てながら、働く権利の回復を勝ち取る。生存闘争と権利闘争。両者は一体にして、しかしながら両立の厳しい課題でもある。頭で分かっている現実が追いつかない。1週間、10日、1カ月と経過するにつれ、結集にも、連帯にもばらけが出てくる。

解雇を受け入れ再就職で糊口を開こうとするひと、せめて依頼退職にならないかともがくひと、いや、憲法違反、労働法違反の不当労働行為に屈するものか。このひとたちの中でも、共産党員であることに誇りをもつひとから、党員とは一線を引き、潔白を証明することで復職を得ようと努めるひともある。

加えて一口に新聞労働者、あるいは新聞社勤めといっても、職種が多様に分かれる。外勤記者、内勤編集、雑誌記者、活版、鉛

版、写真製版、輪転印刷、輸送、事業、販売外勤、営業内勤、広告、人事、厚生、総務、言えば世にある職種がたいがい含まれている。したがって仕事の実感も、日々の生活ぶりも違ってくる。このへんの違いを互いに理解し主張しながら纏めていくのは大変で時間もかかった。

時間と共に、極めて不規則に仲間が減っていく中、次第に権利闘争に比重をおく人たちが残るようになった。それも、訴える場合はそれぞれの属する新聞社となるから、訴える側もそのかたまりとなる。結局、『○○新聞』という同一題字の下で働くという一体感から、各社ごとにまとまって、それぞれの働く地域ごとに訴えを起こすことになった。

これを記録が比較的よく残っている朝日の例から追うと、大枠において、まず次の合意に達した。

- ・ 解雇通告は無効であることを裁判所に求める
- ・ 解雇通告は労働組合法違反であることを労働委員会に求める
- ・ 解雇通告は労働基準法違反であることを労働基準監督署に求める

ここから最初に起こしたのは裁判所への仮処分申請で、柱は

(イ) 社員であることの地位保全

(ロ) 労働組合事務所への出入り

——を求める2本立て。

みな解雇で月給を失っているから、まず社員であることの確認を得て月給を復活させること。同時に組合員としての権利を行使するために必要な作業をするため組合事務所への立入りを認めさ

せること、となる。

朝日では、これを基に申請書をまとめ、8月初旬、2日付の東京をはじめ本社機構のある大阪、西部（福岡県・小倉）、名古屋の各地裁に申立てた。

次は、全新聞朝日支部名による「仮処分申請書」になる。1950年8月30日発行の『社会運動通信』掲載のもので、実際に東京地裁に申請した文書と同一であるかどうかは不明だが、大筋においては同じとみて支障ないを考える。

假処分命令申請書

申請人 全日本新聞労働組合朝日支部

被申請人 株式会社朝日新聞社

申請の趣旨

被申請人が昭和25年7月28日別紙申請人目録記載の者にたいしてなした解雇の意思表示の効力を停止するとの裁判を求める。

申請の理由

一 被申請人は東京本社のほか、大阪本社、中部本社、西部本社をもち、「朝日新聞」の発行その他の出版活動をしている。

社内には全日本新聞労働組合朝日支部、全朝日新聞労働組合、朝日新聞労働組合の3組合があり、個人である申請人五十嵐、牛込、大庭、松成、梶谷、畑中は全朝日労組の組合員であり、その他の個人である申請人は全新聞朝日支部の組合員である。

二 昭和25年7月28日、被申請人は個人である申請人に対し、突然、就業規則第45条第7号「止むを得ない社務の都合による

とき」は退社とするとの条項に該当するものとして解雇を通告した。さらにその理由とするところは、「マックアーサー元帥はアカハタの無期限停刊を指令すると共に、今日の如く自由世界の諸軍隊が国際的共産勢力の暴力に対して闘っている状況下においては報道機関は自由のための闘争に於て最も重大な責任を課せられている点を強調した7月18日付吉田首相に対する書簡によって、一般の報道機関に対してもその組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示された」から「退社の措置をとる」というにある。

なお申請人近藤にたいしては昭和23年10月27日付解雇が行われ、東京地方裁判所昭和23年（モ）第298号事件の判決でその解雇の効力を停止され、現にその控訴審である東京高等裁判所昭和24年（ネ）第513号事件としてまた別にその本訴である東京地方裁判所昭和23年（ワ）第4937号事件として、それぞれ繫属中であるが、「仮に右解雇が無効となるものとしても、今回更に」退社を命ずるというのである。

三 しかしながら右解雇の意思表示はつぎの理由により無効である。

1 使用者に対しては、労働基準法第3条により信条を理由として労働条件について差別的取扱いをなすことを禁じている。労働者の地位を失わしめるか否かは労働条件の最大なるものであることはもちろん、ある信条を理由として、解雇の条件又は基準とすることは同条の厳に禁止するところである。そしてこの条項違反の行為は同法第119条の罰則があること、民法第90条から

みて無効であることはいうまでもない。

そして本件申請人らが共産党員であり、あるいはその同調者であり、あるいはまたそのいずれでもないかのいかんにかかわらず、およそ、共産党員またはその支持者といったようなある信条を基準としてなされた解雇は、すべて無効であることは多言を要しない。

2 憲法第14条は基本的人権として信条を理由とする差別的取扱いを禁じ、それが前記基準法第3条にあらわれたものであるが、基準法第3条の有無にかかわらず、憲法第14条、民法第90条により本件解雇は無効である。

もしかくの如き解雇が是認されるならば、憲法の基本的人権は全くじゅうりんされ、かつての治安維持法の存在した東条軍政下と異なるところがいずこにあるか。

3 被申請人はマ元帥の7月18日書簡を引用するが、右書簡をいくら読みかえても「一般の報道機関に対してその組織から一切の共産党員とその支持者を排除すべきことを示され」ていない。全くマ元帥書簡を曲解して、便乗した不当誹謗である。

4 就業規則第45条第6号の「止むを得ない社務の都合」とは、たとえば、被申請人が事業を全廃した場合とか、一部の事業を廃したとき、その事業のためにとくにそのものゝ技能を重視して雇い入れていたので、ポストがなくなり解雇せざると得ない場合などを指すのであって、信条を理由とする解雇は含まれない。従って就業規則を無視した解雇であるから無効である。

5 (省く)

6 別紙目録に記載されたもの、多くは労働組合の役員その他として活発な労働組合活動者であったがこの点においては被申請人はマ書簡を曲解悪用して労働組合法第7条違反の無効の解雇をなしたものである。この事は良心的な組合である全新聞朝日支部の役員は全滅した事、全朝日労組の委員長書記長等を解雇して、朝日労組の役員を解雇していない差別的取扱いから見ても充分に断定することができる。

7 申請人近藤については、前記仮処分事件によりその身分を保証されている間はさらに解雇はなし得ない。

四 以上の理由により本件解雇は無効であること明白なので解雇無効確認の本訴を提起するために準備中であるが、個人である申請人はいずれも賃金を主たる生活の基礎とする勤労者であるために、本訴判決の確定を待てないので、その生存権をおびやかされる危殆をさけるために本申請に及ぶ次第である。

(以上、表題以外の旧字体は現字体に改めた)

東京では、8月10日に第1回の審訊を開くとの通知があったが、会社側が準備不足を申立て開けずにいる。

この結果、西部が先行、同じ月の26日、福岡地裁小倉支部で2回目の審訊が開かれることになった。先の言反同・毎日班の冊子に傍聴メモが記録されているので引用する。

組合側弁護士「解雇は会社が自主的にやったものか」
会社側証人(吉村印刷局長)「そうだ。マッカーサー書簡の趣旨

にもとづき関係方面の示唆を含めて自主的に行った」

組合「結局、自主的に行ったというのか」

会社「そうだ」

組合「同調者はどういう根拠で判定したか」

会社「社の内外から得た情報にもとづき判定した」

組合「例えば、どの情報は誰からどのように入手したか具体的に例証せよ」

会社「信義の上からも云えない」

組合「法廷で信義はない。宣誓に反してそういうことを云えば証言拒否になる」

——押し問答、裁判長休憩を宣言、約20分後再開——

会社「具体的に例証できないのは記憶が明らかでないからである」

組合「前言とは違う。偽証だ。偽証の告訴も辞せぬから裁判記録を読みあげてほしい」

——裁判長再び休憩を宣言。間もなく再開——

裁判長「証人は記憶にないといっているのだから」(と、この点はいまいのまゝ続行)

組合「関係方面とは何か」

会社「言えない」

組合「知っていて言えないのか、記憶にないのか」

会社「記憶にないからだ」

組合「関係筋とはどういう意味か、またいつ、いかなる示唆があったかも覚えていないような陳述には、なんらの証拠力を

も認めがたい」

会社証言に、何の評も不要だろう。まるで何の準備もしていないことが露骨に現れたかのようだ。東京では延期を申立てているのだから、どうやら本社間の連絡も杜撰だったのだろう。いずれにしても裁判に対する経営の姿勢を垣間見ることはできる。

〈首傾げる社説〉

そんなさ中の9月4日、『朝日新聞』に首を傾げさせる社説が載った。見出しに「同調者の限界」とあって、

「すでに新聞通信放送事業、電気産業で実施され、近く公務員にも及ぼされようとしている共産党員及びその明白な同調者の排除は、日本が民主主義の体制を保つていくためにやむを得ない措置であった」と書き出している。

まず驚くのは、足元の社内ですきに「同調者」の線引きが争点の一つとなって訴訟になっているにもかかわらず、その事実にく触れずに、世に説を垂れようとする神経だ。「すでに新聞通信放送事業……」と、無前提で既定事実化していることにも驚く。探しても見つからないようなベタ記事をもって世に周知されたと本気で思っているのだろうか。新聞社のお説を読み解くまえに、この基本姿勢に首を傾げてしまふ。以下、気になる要点をあげておこう。

・朝日新聞自身が1000人を超す社員を「排除」している事実について、社説は知らぬふりを決め込み、その上で「共産党排除」

社説

「同調者」の限界

すでに新聞通信放送事業、電気産業で実施され、近々公務員にも及ぼされようとしている共産党員およびその明白な同調者の排除は、日本が民主主義の体制を保つていくためにやむを得ない措置であった。共産党の本質およびそれが朝鮮事件の突発以來とりつづける行動は、はっきりそれを語っている。

現党の目標とする政体は独裁であり、言論統制を伴うものである。彼等主義や民主主義を尊重する、無条件に約束した。またかつてなかった。ところが、目的のために臨時共産党をも踏みこみ、民主主義をも踏みにじらない事例を、余りく見せている。この歴史に著しく、十分分る。口火を切った北朝鮮行動を解放軍として、反面、国連軍の行動を

を民主主義の名において肯定し、その理由に「北朝鮮の侵略行動を解放軍として支持する反面、国連軍の行動を侵略として非難し、国内では『平和運動』の名の下に産業の破壊や社会の混乱を企図するもの」としか思えない行動をとって来た」等を挙げている。

・次に、本題の「同調者」の

問題では「同調者」ということ自体が本来、具体的には簡単に立証しにくいことであり、しかもその判断が実際には経営者に一任されているからである」として疑問を提起している。ここは正論だ。

・だがまさにいま、朝日新聞においてこの「立証」が争点となつて裁判、あるいは労働委員会での裁定が視野に入っていることを伏せている、いや無視している。筆者の良心はどうなっているのだろう。言反同朝日は、機関紙『國民と共に』(No. 16)で「紙面を借りて会社の立場を合理化しようとの意図が露骨にあらわれている」等と非難している。

・こうした疑念を留保すれば、「電産の場合のように、整理の基準が『事業の公共性に自覚を欠く者、常に扇動的言動をなし他の従業員に悪影響を及ぼす者など円滑な業務の運営に支障を及ぼし、またはこれに協力しない』という点におかれることになる」と、一歩を誤れば、共産党員やその同調者でなくても、組合活動などで

経営者の苦手とする従業員などにまで、経営者の都合や心証からこの措置が適用される恐れがないとはいえない」などと全うに提言している部分も垣間見られる。

もとより占領下にあつて、朝日新聞自身が当事者になっている係争を社説にするには苦心がある。しかし読者にとつては手にした紙面が全てであり、そこから姿勢をも問うことになる。自身の内情をほっかぶりして述べる託宣は最も嫌われるところだ。当の論説子は、どの程度の事実認識と理解をもつて何を論じ、何を伝えようとしたのか、改めて首を傾げる。

論題の焦点である「同調者」の判別に至つては、「現在までのところ、今度の追放措置は、若干の例外を別にすれば、大体に良心的に行われたといえる」と結論づけている。言反同、報反同の提起だけみても、どこに良心の欠けらでも見つけられるのか。ただの能天気なのか、何らかの秘めた意図があつてのことか、あるいは、「若干の例外」の中には朝日新聞が含まれているのか、本稿の先の項で改めて触れることにする。

その5日後の9月9日、福岡地裁小倉支部で決定が出た。各社一連の仮処分申請の中でも、これが最初となる。『朝日新聞労働組合史』の記録した（要旨）によると、

一 日本共産党は「憲法を破壊せんとするもの」であり、その行動は、言論、出版の自由、思想の自由等を保障する憲法の保護

を求める資格のないものである。

一 会社が申請人等を解雇したのはその共産主義という信条の故にでなく、申請人等が共産黨員またはその同調者となつていることによつて生じ得る危険を防止するためにとられた措置であるから、本件解雇は憲法14条に違反しない。

一 労働基準法第3条にいう「差別的取扱」とは「賃金その他の労働条件に付て」のみいうのであつて、採用解雇の如き場合を含まない。故に労基法に違反しない。

一 労働組合法7条に違反するような理由で解雇したと認むべき証拠はなく、そのような動機に基づく解雇でないことは明らかであるから労組法7条にも違反しない。

——となる。

決定は、「却下」、完敗である。第2回審訊で露わになつた会社証言をもつて是と判断したことになる。司法仕様の文章の回りくどさを省き、直截に言い換えれば

・破壊行為が予測される日本共産党には憲法の保護を受ける資格がない

・申請人らが共産黨員（同調者）であることによつて生じ得る危険を防止するための解雇だから憲法14条（法の下の平等）には反しない

・労基法第3条（均等待遇）の規定は賃金、労働時間等に関わるものだけだから、解雇には適用されない

・会社側に不当労働行為を行った証拠も動機もないから、会社側に労働組合法第7条（不当労働行為）違反はない

予防検束の治安維持法と全く変わらない発想であり、共產主義ないし共産党はそれ自体が悪だから憲法の保護下でない、という認識になる。また、経営側に悪があるとしても、その拳証責任は申請側にあり、その拳証がないから、悪はないとも示唆している。司法判断としては乱暴に過ぎるが、問答無用で門前払いをするには他に思いつかなかった、のかかもしれない。

だが、半面、これによつて裁判所の出方が見えてきた。解雇の理由が「共產主義者および同調者」という、あまりに単純で、明解であるから、実質審理に入れば処置のしようがなくなる。したがつて、本訴、あるいは労働委員会に向けての対策では、この矛盾を徹底追及すれば必ず活路が開けると、確信させた。

同時に、仮処分「決定」に至る司法周辺の脈略も見えてきた。『朝日』の8月13日付朝刊（五版A）に、五鬼上最高裁・事務総長が8月12日に、名古屋で開かれた労働関係裁判官会議に出席したあとで語った内容が載っていて、

「現在、追放に関する仮処分申請が東京、大阪、名古屋、仙台、小倉など11件にのぼっているが、これらの処分につき関係方面と折衝の結果、新聞放送関係の追放は各社が自主的にやったことだから、当然日本の裁判所で、裁判されるべきものと決定した」とある。

記事中、「関係方面」とは、当時の隠語で、GHQ（占領軍）当局を意味している。GHQネピアが、7・28を前に新聞各社を呼び付け「命令ではないが、命令だ」と強く刷り込んだ一件を指し

ニュージエント中佐賢明

[illegible]

ている。当然、会議では裁判所が決定すべき内容も教唆されていたとみて間違いない。小倉支部の決定は、そのあまりにも忠実な模範解答だったといえる。

これに先立つ8月3日には、同じGHQから、民間情報教育局長・ニュージェント（中佐）名の声明が出ている。

日本新聞発行者および日本放送協会経営者が最近、その内部機構を再検討し、その結果、現在ならびに潜在的な破壊分子の解雇を命じたことは時宜を得た勇敢な措置であるばかりでなく1950年7月18日連合国最高司令官が吉田首相宛の書簡で「共產主義者が破壊と暴力の教義を宣伝するため公共の言論機関を利用する危険が明白に存在している」旨を述べた書簡の主旨にまったく合致するものである。

これも読む者が読めば分かる、という大事な証文になる。7・28後もネピアの「命令ではないが命令だ」という示唆をめぐって新聞経営の中には疑心が残っていた。仮に訴訟を起こされたときに本当に大丈夫か。命令なら、それだけで押し切れるが、そうでなければ責めを負う怖れが出てくる。声明は、そんな不安への安堵状といつていい。

続いて、この声明が新聞に載った8月4日、内閣総理大臣・吉田茂も、民自党総裁の談だといくろつた上で、

「わが国における共産分子は、最近とくに第五列的本性を暴露し、その売国的企図が明白になりつつある。われらは断乎これを排撃し赤禍を防ぐために必要な措置を講ずる」（要旨）

——と、断じている。これまた治安維持法時代の用語をそのまま使つての汚いののしりだ。

これら後世の視座からは、GHQ、政府、新聞経営者は、多少ぎくしゃくしながらも遺漏なく連携して打つ手を打っていたと分かる。そしてその枠の中に、司法もまた取り込まれていた。小倉に続いて、10月5日には東京地裁（申立て37人）、11月15日には名古屋地裁（同9人）、12月22日には大阪地裁（同26人）がそれぞれ申立てを却下する決定を出した。

東京地裁の決定では、ニュージエント声明も交え

「今回の解雇は現下の情勢に照らし妥当であるばかりでなく、右書簡は経営者に対し、これらのものを何等の手続きを要しないで速やかに解雇すべき法律上の権利及び義務を与えたもの」

——とまで踏み込み、さらに「いっさいの国内法、労働協約等

の定めにかかわらず有効」（抜粋）と断じている。

全くの政治裁判といつていい。裁判所が政治に侵され、自らも政治化して、真実の解明を放棄した。

半面、そうだとすれば逆に、徹底した事実の検証によって、動かぬ非を摘出するのが有効となる。解雇被害者は、改めて弁護士を招き、勉強会を重ね、本訴、および労働委員会に裁定を求めるための証拠、証言集めに根性を入れ直すことになった。

次は、そんな中の一つ、寫信正の陳述書の下書きになる。司法関係で生で遺っている文書はほとんどなく、先の仮処分命令申請書と併せ貴重な文書となる。

いや、それだけでなく、ここには寫信正の人間、新聞記者である寫信正、人間の良心が赤裸に描かれている。少々いたりきたりの部分もあるが、生の証言として全文を収録する。内容は、次のテーマである労働組合との関りとも直接からんでくる。

【注】

- ・朝日での展開Ⅱ主として、『梶谷編刊』『朝日新聞労働組合史』『朝日証言録』によった。
- ・『梶谷編刊』Ⅱ朝日新聞のほか、NHK、毎日新聞、読売新聞、北海道新聞、共同通信での記録が収録されている。
- ・毎日新聞での展開Ⅱ主として毎日班冊子、毎日労組機関紙『われら』52号、『毎日労組史』、『社史』、『寫刊』、『土井刊』によった。
- ・中央執行委員会Ⅱ当時の規約では、東京、大阪、西部（福岡県・門司Ⅱ西部本社所在地）、に支部を置き、全体の執行機関として中央執行委員会を置いた。各支部には支部長、支部書記長を置き、支部長は中央執行委

員会副委員長、支部書記長は中央執行委員会副書記長を兼務し、東京の支部長を中央執行委員長に選任するのを慣行とした。書記長は専任で、別途選任する。委員長、書記長は労働上組合専従となっており、委員長、書記長の常駐する東京の書記局を本部と呼んだ。

・小椋広勝「権力と新聞の自由」Ⅱ月刊『思想』1960年8月号132頁所載

・『情報』Ⅱ言反同機関紙として1950年8月4日に創刊。B5判ガリ版刷り（『梶谷編刊』316頁から引用）。言反同の結成が8月9日なので、準備段階で先行したのかもれない。

・言反同の結成時構成Ⅱ「全新聞、放送単一、全労連、全金属、大化学労組、全造船、全自動車など全労連、産別系の民間労組と、民主主義擁護連盟系の文化団体などによって、『言論弾圧反対同盟』（言反または言反同）が結成された」（梶谷編刊99頁）

・土井の記録Ⅱ文中「レッド・ページ」とあるが、当時の報反同では使われていない。『土井刊』の執筆にあたっての援用と思われる。

・大高修一の記録Ⅱ「レッド・ページと解雇反対闘争」（『朝日証言録』54～55頁）から引用

・全新聞の声明Ⅱ『梶谷編刊』87頁から引用。全文の所在は不明。

・社会新報、労働の記事Ⅱ毎日班冊子から引用。原物は未確認。

・知識人の会Ⅱ毎日班冊子、平田哲男「レッド・ページの史的究明」などによると幹事長に中野好夫、幹事46人。中野によると、一党一派の機関でもなければ同志的結合でもないという。月刊『評論』の誌面などで活躍。同誌での記述によると「自由の擁護、戦争とファシズムの否定」を共通目標に月1回の会合で討論。レッド・ページに際しては東京地裁への申入れに続き、「思想と言論の自由に関して」と題する幹事26人連名での声明を発表、『世界』（岩波書店）1951年1月号に収録されている。巻末資料編272頁に一部略して収録。

・憲法の保護Ⅱ憲法第19条「思想及び良心の自由」 思想及び良心の自由

は、これを侵してはならない。

・憲法第14条「法の下に平等」Ⅱすべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

・労働基準法第3条「均等待遇」Ⅱ使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いはしてはならない。

・労働組合法第7条「不当労働行為」Ⅱ条文とも107頁参照。

・朝日新聞社説Ⅱ巻末資料編274頁に全文収録。言反同朝日班の反論が載っている機関紙『國民と共に』も併せて全文収録。

寫信正陳述書

レッドページで裁判所に訴る陳述書

編集局政治部 寫 信正

一、職歴

昭和12（1937）年4月、京大文学部卒、激烈な入社試験に合格して毎日新聞大阪本社に見習生として入社、今回同時に解雇された今泉正浩、田村五郎両君とは同期生で見習生時代から甘苦を共にした親しい友である。

昭和12年7月、中国事変の勃発と共に東亜部勤務となり、戦時中は支那派遣軍報道部出向の後、南京、上海支局を経てマニラ支局に勤務し、比島マニラ新聞社に兼務、出向した。

昭和19年末、日本軍のマニラ市撤退と共に比島ルソン島北部を彷徨、昭和20年3月下旬、九死に一生を得て比島を脱出、内地帰

還し、東亜部に復帰す。同年7月、政治部に転属、外務省記者会に入り、終戦処理並びに外務省の取材を担当、政治部生活が始まった。

爾来、外務省記者会より昭和22年7月厚生省記者会に転じ、同年9月労働省が発足するや労働省記者会にも属し、厚生省並びに労働省関係の取材を担当、23年5月頃より、労働記者会に転じ、専ら労働運動並びに共産党関係の取材に従事、本年6月参院選挙終了後、国民民主党、運輸省関係の取材を担当する。

二、解雇を申し渡された当時の状況

私が解雇を申し渡された7月28日前後は第8臨時国会の末期で、地方税修正案をめぐり民主党は自民提携派と野党連合派に対立、党内は紛糾し、連日連夜取材に奔走していた。

殊に解雇を申し渡された前日の7月27日夜は民主党の最高委員会が芝の八芳園で開催され、その取材を終えて豪雨の中を帰宅したのは1時過ぎであった。

翌日28日も早朝国会に赴き、参議院に送付された地方税修正案の記事を執筆中、住本利男・政治部長より至急婦社の電話があり、今泉正浩、田村五郎両君と婦社するや、工藤信一良、三宅俊夫・両編集総務、住本部長立ち会いの下に、渡瀬亮輔・編集主幹から「共産主義者並びに同調者」と一方的に断定。即刻退社を申し渡された。私には全く夢にも思わなかった出来事で、「何を証拠に私をかく断定するのか。私は共産主義者か、同調者か、一体どちらなのか」と一方的な措置に不服抗議しても、渡瀬主幹は「質問には一切答えられない」との冷たい返事であった。

私は大学を卒業して実社会に踏み出し、毎日新聞の碌を食むこと14年、青春の全てを毎日新聞社に捧げ、最近とはみに鬢髪白きを加えるに至ったが、第一線で働く良識ある毎日新聞の新聞記者であることを何より誇りとし、新聞の競争が日に日に激しくなってきた折柄、私は朝日、読売に負けない立派な、いい新聞を作ることに生き甲斐を感じ、愛社心も人一倍強いと自負していた。

それが全く寝耳に水の出来事と云おうか、会社幹部は全く一方的に私に「共産主義者並びに同調者」というレッテルを貼りつけ、私の墓場とさえ考えていた毎日新聞社の職場から追放した。

民主主義は何よりも個人の尊厳を重んずるが、世間では最も民主化されていると考えられている大新聞社である毎日新聞の会社幹部が取った今回の措置は、徳川時代の斬り捨て御免にも等しき抜き打ち処分で全く封建的、ファッショ的であり、憲法にも擁護された基本的人権を無視したものであり、会社幹部は朝鮮動乱初期の衝撃からいささか理性を失い、血迷っていたのではないかと思われ、私としては憤慨に堪えない次第である。

三、私のどこが破壊的暴力的か

解雇直前まで毎日新聞記者として外部で深く信用され、第一線で堂々と働いていた私のどこが公共の福祉を害し、かつ毎日新聞の存在を危うくし、企業を破壊する悪質なトラブルメーカーであるか、全く了解に苦しむところである。

私は社内の組合運動では、いわゆる「左派」と称せられる立場にあったが、共産主義者でも同調者でもない。仕事の上では毎日新聞

の記者として極めて熱心なつもりであった。

例えば――

(イ) 1年間に許されている年次休暇(年間20日間≡有給)についても政治部大半の同僚諸君が国会が終了した暇な機会に休暇を取ったのに対し労働記者は夏季攻勢、年末闘争等々、多忙を極め、終戦以来50数日と記憶する去年までの年次休暇を殆ど取っていない。たまたま本年になって座骨神経痛や次女の病氣入院のため初めて休んだくらいで、私は毎日出社し、仕事に挺身するのを何より楽しみとしていた程である。

(ロ) また記事執筆の上でも毎日憲章やプレスコードに十分留意してきたし、部長あるいはデスク(政治部副部長)や編集主幹、編集総務等から注意を受けたことは一度もない、否かえて本年になつてからも

(1) 共産党コムinform批判旋風をめぐる中西功氏除名事件
(2) 民同系の3月攻勢激化などの記事では部長賞を授与されたりしている。

この点については解雇を申し渡された直後、住本政治部長が私と田村五郎、今泉正浩の2人に対し、「今度のクビ切りについては上の方でやったことで済まないと思う。殊に寫君は昨夜民主党的の最高委員会まで夜遅くまで雨の中を働いてくれたと聞いて胸が痛かった」と気の毒がられ、仕事の上では深く感謝されている。

私たち部員とたえず接触し、日常の仕事を統率し、監督指導する部長が部員の一身上のことについてその前日まで預り知らず、日頃関係の薄い上級幹部だけで本人一生の浮沈を左右する重大な解雇

措置を決めたとするならば、一体どういう事情や証拠、基準にもとづいて行われたのか、会社側は当法廷において明確にすることを要望する。

(ハ) 私は長い間労働運動、共産党関係の取材を担当してきたが、これは私が自ら進んで希望したのではなく、部長の命令によつて担当したのである。然るに今回の解雇では田村五郎、矢加部勝美両君をはじめ福本君から私に至るまで、労働運動、共産党関係の担当記者は殆ど全員解雇された。

こんな例は毎日新聞だけに限られたことで、「毎日はいひい」と云うのが当時の記者仲間における専らの評判であった。

労働運動、共産党関係の取材は戦後の新しい取材分野で、政治部でもデスクをはじめ部員の大部分は官邸、政党方面の取材を第一義とし、労働問題などは激しい労働攻勢が政局に影響を与えるような段階になるまでは殆ど等閑視する向きが多く、編集局でも労働記者会、共産党記者会に属していると、何か色目で見える人さえあった。

労働運動の取材については政治部の同僚、渡辺三樹男君が専ら民同系労組の動向をフォローし、私は主として産別、全通等共産党系左翼労組の動きを中心に於いて労働運動を見、共産党については同僚の田村五郎君が国会、政党面は勿論専ら全面的に取り組み、私は労働運動の面から共産党の動向を眺め、表裏一体の関係で田村五郎君の取材に協力していた。

産別、共産党は昨年7月、一般商業新聞に「取材拒否」を声明したため、我々の取材は他の分野では見られぬ苦心を重ねてきた。私はいくつかの取材の関係で共産党員や左翼系の組合運動指導者には

友人、知己も多く、取材のため代々木の共産党本部に出入りしたことも度々ある。

しかしこれは我々が新聞記者である以上当然のことで、自由党を担当すれば、自由党の奥深く食い入ろうと努めるのと同様である。

新聞記者は信用こそ資本であり、どの方面を担当してもそこで信用されなければ十分な取材は出来ないと思っている。

私は産別、共産党関係に友人、知己が多くてもそれは仕事の上で当然であり、それだけ会社のために尽くしているのだと考えている。

私は労働運動や共産党関係の記事を書く場合にも十分な情報と事実に基づき、日頃勉強した見識と批判的精神を以て書き、新聞記者として良識ある立場と誇りは失わなかったつもりである。

私は毎日新聞の労働関係担当記者の殆どが解雇されたことについては全く了解に苦しむものであり、単に労働関係、共産党関係の取材を担当したばかりに「共産主義者」とか「同調者」に立せられては今後労働運動の取材を担当する記者はいなくなってしまうであらう。

我々が解雇された後、政治部で共産党関係の取材担当を命ぜられた同僚2名は一樣に尻込みし、一度は部長に断つたと云うのも労働関係、共産党関係の取材担当記者の殆どが解雇された毎日新聞においては当然の心理的影響であらうと考える次第である。

レッドページ後、共産党記者会の存続についてもクラブ総会でも論争が湧き、1、2の新聞社は存続に意味がなくなったとしてクラブから脱退したところもあり、今後のレッドページで取材上最も深刻な心理的衝撃を受けたのは労働、共産党関係の取材の記者諸君で、

これは毎日新聞の大量解雇が何より大きく影響していると云える。

(二) 私は政治部内でも誰彼となく極めて親密に交際してきた。殊に24年5月、局付問題が解決して今泉正浩、橋本博両君が政治部に復帰してからは部内の左右対立とか、派閥などが生じないよう十分注意して行動してきた。

夕刻仕事を終えてクラブから帰社し、用事のない時はデスクに居合わず誰彼ともよく雑談したり、退社の途、麻雀などをすることも多かった。

私は前述のごとく組合活動から社内では「左派」と見られていたが、部会その他デスクや編集局内で酒を呑んだ場合でも破壊的暴力的な言動には十分注意し慎んでいたつもりである。

この点については政治部の先輩である福田一氏（現労務部副部長）がソ連から引き揚げ政治部で長い間内勤していた際、政治部で酒を飲み交わす時、私に対し「左派の連中（田村五郎、今泉正浩、私らを指す）は一部の奴から何だ彼だと云われているが、俺の目で見たと、皆よく勉強している。仕事に熱心だ。それに先輩に対して礼儀を心得ている」と云ってよく益をくれた。

私は氏のこの言葉を聞き、なかなかよく見られていると大いに徳としていた次第である。私が破壊的暴力的でなかった証拠の一つにこんなこともある。

朝鮮動乱が勃発した初期、北朝鮮の進撃が予想外にめざましく、国民が北朝鮮の南下に一大ショックを受けていた6月26日、27日頃のことである。政治部同僚の橋本博君が部会の酒で相当酩酊していたのか、部会散会后、編集局政治部の机に戻るや通り掛かった三

宅信夫・編集総務（当時整理部長兼務）を指差し、朝鮮の戦況を示唆してか、「あんたのような反動はもう暫くすると絞首刑だぞ」と怒鳴ったので、三宅編集総務はキツとなり、橋本博君に近づき一悶着起りそうになった。

私は橋本博君が相当深く酔っているのにびっくりし、三宅編集総務に詫び、橋本君を文化部の方の椅子に連れて行き、鎮撫したことがある。

翌日三宅総務は部長会で問題にし、橋本博君の失言事件は社内でも有名なものとなった。翌日夕刻、私が国会から帰社し政治部にいると、三宅総務が私の許に來たり、「寫君、昨夜の橋本君の態度は一体何だね」と非常に憤慨しているので、私は「橋本君は昨夜相当酔ばらっていたようです。酒の上のことですからご勘弁願います」と取りなしたところ、三宅信夫氏は「君、酔っぱらい本性たがわずだよ」と腹に据えかねている様子なので、私は外務省クラブにいる橋本博君に電話し、事情を話して至急帰社するよう連絡した。

帰社した橋本博君に私は「三宅編集総務に詫びた方がいいよ」と忠告し、住本部長に対しても橋本博君と二人で昨夜の事情を説明、穩便に取り成してもらおうようお願いしたりした。

私が破壊的暴力的でないことは、橋本君を私が扇動したのならいざ知らず、これを引き止め、事態の円満解決に努めたことによって明らかであろう。

（ホ）私が解雇されるや社内外の友人をはじめ政党内、官僚、記者諸君から「君がアカとは全く無茶だね」「毎日は便乗が多いそうだね」とか、各方面で随分同情された。民主党担当の記者会である「桜

田クラブ」はじめ、クラブの記者有志16君、民主党議員三木武夫氏はじめ、川崎秀二氏、小川半次氏ら27氏からも非常に同情され多額の慰問金を贈られた。

もし、私の日頃の言動に「アカ」だとか破壊的暴力的な点があったとしたら、保守政党である同党の代議士諸氏や桜田クラブの諸君からはこうした同情を蒙ることは全然なかったことと思う。

また、自由党の吉武恵市氏には厚生省労政局長時代から労働省次官（当時）を通じ知己を得ているが、解雇当時、同氏も朝日新聞の後藤記者をはじめ労働省記者会（当時）で私と一緒に仕事をした共同の和田君や放送協会の平野記者らの諸君に「寫君がアカや同調者とは思われない」と語り、今後の身の振り方についても配慮してくれていると聞いた。また、前大蔵省給与局長で国鉄、専売等公共企業体の労働関係の仲裁委員でもある今井一男氏も政治部の同僚の渡辺三樹男君に対し「労働評論で寫君の書いたものは大抵読んでいるが、あれでアカとは無茶だね」と深く同情されている旨渡辺三樹男君から聞いた。

この外、解雇になって挨拶に行った先々の役人や代議士、各社の記者諸君その他からも随分同情され、慰められ、異口同音に「毎日新聞のやり方は酷いね」と云われたものである。

このように、私は毎日新聞記者として極めて信用のある記者であったと自負しており、日頃の言動その他から「共產主義者並びに同調者」と見られたことや、公共の福祉を害し、企業の存立を危うくするような破壊的暴力的なところもなかったと固く信じている。

四、組合活動で取った私の立場

私は前述の如く毎日新聞の企業の存立を危うくし、またはその社会的機能の發揮を阻害する行動を取ったことは一度もなく、今回の措置には全く了解に苦しむところであるが、強いて思いを巡らせば、社内での組合活動において森口忠造・前委員長、磯江仁三郎・現委員長、仁藤正俊・書記長ら現組合幹部の右派諸君が取ってきた組合運営方針に対しては反対の立場にあることから、彼らから「左派」否「アカ」のレッテルを押されていること以外に考えられないので、私の組合活動の立場について述べたい。

私は終戦後、社内での民主化を徹底しなければ真実を伝え大衆に信頼される立派な新聞は出来ないと考えていた。

外見は最も民主化しているように見える毎日新聞社内の人事を見て封建的な親分子分関係や派閥関係が大きく作用し、真に責任を自覚し、社員各自が協力して立派な新聞を作ろうという気概気風よりも出世主義、官僚主義の弊風が漲り、他人を陥れて自分だけがいい子になろうとする茶坊主が横行する現状である。

私はこれでは決して「いい新聞」は出来ないし、朝日、読売新聞等の大新聞との激しい競争に打ち勝つことも困難だと、社の前途を憂うる者の一人である。終戦後、朝日、読売新聞らと共に澎湃として起った新聞社内の民主化運動に私も前述のような考えから積極的に参加した。そして間もなく組合が結成されるに及んで、健全な組合運動こそが社内の封建性を打破し、民主化を推進する何よりの役目を果たすものだと考え、組合の運営にも積極的な関心を抱き、組合大会毎に政治部から代議員に選出された。

私が「左派」と見られ、社の一部幹部や森口忠造・前委員長、磯江仁三郎、仁藤正俊ら現組合幹部諸君から白い冷たい眼で見られるようになったのは、昭和21年10月における新聞の10月闘争からである。

(イ) 10月闘争は、長期化していた読売新聞争議に際し当時の新聞単一労組が共同闘争に赴き、毎日新聞支部にスト指令を発したことから、社の重役幹部をはじめ部長、副部長等の取締役やこれに連なる一部組合員がスト決行に反対したのに対し、毎日新聞労組は全新聞の支部であり上部機構に我々の代表(当時、牧野純夫君が全新聞の書記長その他の執行委員も送っていた)を送っている以上、その決定に従うべきであるとの意見が対立、社内は騒然とした。当時の政治部(部長・高橋司三治氏、後の西部本社編集総務)の部会でもスト可否をめぐる議論沸騰した。当時の闘争委員会には政治部から光田善行君が闘争委員長、今泉正浩君が支部書記長、田村五郎君が闘争委員に出ており、私は当時の支部代議員大会や部会ではスト支持派の立場を取っていた。

代議員大会や闘争委員会もスト決行の可否をめぐる左右対立したが、10月7日夜の闘争委員会でも今泉書記長がスト決行可否の採決を断行するやスト派がわずかに過半数を制した結果、反対派は池松文雄・支部長以下退場し、組合は事実上分裂状態に陥った。残留闘争委はスト指令を発するや森口忠造、磯江仁三郎ら会社側スト反対派と深刻に対立し、同夜深更、社内にあった組合事務所から追放されるに及び、翌朝電産関東本部に籠っていた読売新聞争議団に合流するに至った。

私はその夜帰宅したため、このような事情は翌日朝出社するに及んで知ったのではあるが、会社側とスト派の深刻な対立を見て、このまま放置すれば読売新聞争議の二の舞になることを恐れた。

そこで、今回解雇された菅沼勝太郎及び森下春一（当時特信部、前労働評論編集長）森本太真夫（当時経済部、後にラジオ日本）の三君と事態収集に奔走した。

すなわち、電産本部に籠城したスト派に対しては社内復帰を説くと共に、当時主筆であつた永戸政治氏（追放、現在解除）や、渡瀬亮輔・編集局次長（現編集主幹）ら会社幹部に対し読売新聞の二の舞にならぬよう説き、「スト打ち切り」一切処罰せぬことを条件にスト派の会社復帰を要請、両者の斡旋に努め、事態の混乱を収拾した。このことは永戸政治・主筆、楠山義太郎の両重役から大いに感謝され、菅沼勝太郎、寫信正ら4名は12月頃、昭和通りの「大作」料理店に招かれ、その労をねぎらわれたものである。

（ロ）この10月闘争を契機として社内の左右対立はますます激化し、昭和22年1月国鉄を中軸とした2・1ストを転機とする組合運動の転換期を迎えたが、我が毎日新聞労組も左右の組合主導権争いが激化するに至った。

佐倉潤吾氏（現論説委員）、森口忠造氏（現事業部長）及び磯江仁三郎現組合委員長、仁藤正俊・書記長ら現組合幹部等右派の諸君は、会社側と謀って産別系に属していた新聞単一労組から脱退を策し、22年5月大阪で開かれた全国大会で毎日新聞労組は遂に新聞単一から脱退するに至った。

私はこの間、支部組合大会に代議員に選出され、出席する度に新

聞単一脱退反対の立場を取って発言した。

新聞単一脱退後の我が毎日新聞労組は森口忠造、磯江仁三郎君ら右派の諸君が地方機関の支局長達と組んで完全に組合の主導権を握り、会社側は同年5月組合運動に積極的に活躍した牧野純夫君以下11君を局付に左遷し、いわゆる局付問題を惹起するに至った。

この頃から我々「左派」のレッテルを貼られた者は、会社幹部や右派の組合幹部諸君からはすっかり冷たい白い眼で睨まれる状態となり、日を追うに従って、「左派」から「アカ」とか「共」と陰口されるに至り、時には編集局内で酔っぱらいの右派諸君から「こら共産党ツ」とからまれることさえあった。

牧野純夫君ら局付に左遷された11君は都労委に労組法11条違反として提訴し勝利を得るに至ったが、私はこの都労委審議に際しても、今泉正浩、光田善孝、橋本博君ら政治部同僚のために会社側の意に反した証言書を提出したり、組合大会では局付け問題の早急解決を迫ったりしたため、田村五郎君と共に政治部における左派の残留分子としていよいよ白眼視されたように思う。

私はこうした行動は終戦後の昂揚期から2・1ストを契機として転換期に入った組合運動の過渡期の段階にあつて、部内から選ばれた代議員として組合大会において良心に恥じぬ当然の組合活動を行ったまでであり、破壊的暴力的な行動をみじんも行った覚えはない。しかも私が組合結成以来、政治部から代議員として大会毎に代議員に選出されたのは部員同僚の信頼が厚かったためであり、私の主張を支持してくれたからに他ならぬと信じている。

私はまた新聞記者としての社の仕事と組合活動の関係について

は社務、組合活動は組合活動とハッキリ区別して行動してきたつもりである。

(ハ) 局付問題が昭和24年5月に2年振りで解決し、今泉正浩、橋本博の両君が政治部に復帰するや、私は10月闘争当時の如き部内の左右対立や、派閥関係等が生ぜぬよう十分注意し、部の同僚たちにも話して部内の融和に努めてきた。

また部員の諸君も局付組を心よく迎え、住本部長を中心に皆気持よく仕事をしてきたし、左右の対立意識も全くなくなっていてと考えている。

組合の大会の局付問題が解決後、代議員に選出されて出席しても磯江仁三郎君ら右派の組合幹部諸君が地方支局長勢力と組んで大会の主導権を握ってからは、大会で如何にまじめな討議を行ってもいざ採決となると、支局長が握っている地方支局長代議員の委任投票のため民主的な採決(形式的には民主的である)は望めず、大会に対しても次第に関心が薄らぎ、殆ど発言もしなくなつたし、組合の現状に対しても次第に無関心となり、ここ1、2年は専ら新聞記者として第一線で活躍することに生き甲斐を感じ、社務に精勤していた次第である。

【注】

・毎日憲章Ⅱ1946年2月制定。戦後、毎日新聞の社告「本社新発足」に基づき、規範として定めた。主筆の主筆で小委員会を設けて起草、各本社各局各部での討論から積み上げ、役員会で決定した。次の5項からなる。

一 毎日新聞は言論の自由独立を確立し真実迅速なる報道と公正なる

世論の喚起を期する

一 毎日新聞は全従業員の協同運営により社会の公器としての使命を貫徹する

一 毎日新聞は社会正義に立脚し自由、人権、労働を尊重する

一 毎日新聞は民主主義に則して文化国家の建設を推進する

一 毎日新聞は国際信義に基づき世界平和の確立に寄与する

・プレスコードⅡ1945年9月19日、GHQが「言論及び新聞の自由に関する覚書」を以て新聞各社に命じた報道規則。新聞法など戦前からの報道規制を一切廃棄させる一方で、占領政策への批判を封じる狙いで指令した。巻末資料編280頁に全条収録。前後して検閲も始めている。

・産別Ⅱ全日本産業別労働組合会議。77頁参照。

・朝鮮動乱Ⅱ朝鮮戦争。1950年6月53年7月。北朝鮮(北朝鮮人民共和国)と韓国(大韓民国)が軍事境界線の北緯38度線を越えて攻め合い、韓国には米軍主体の国連軍、北朝鮮には中国の義勇軍がついて、事実上東西冷戦の代理戦争となった。休戦協定の調印によって戦闘はやんだが、戦争の終結には至っていない。

・10月闘争Ⅱ当時は、賃上げ、労働条件等の要求闘争を10月に集中して行っていた。中で、1946年の場合を特定していることもある。この年は第2次読売争議と重なり、読売支援を込めゼネストを組んだ。このため「新聞ゼネスト」とも呼ぶ。78頁参照。

・読売新聞争議Ⅱ1945年10月の第1次、翌46年6月の2度にわたる争議。78、141、143頁ほか参照。

・局付左遷Ⅱ「三瀬・局付事件」と呼ぶ。11君とあるは9人の誤り。